

寒川町地域生活支援事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月30日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第24号

寒川町地域生活支援事業実施規則の一部を改正する規則

寒川町地域生活支援事業実施規則(平成18年寒川町規則第53号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第3項」を「、同条第3項及び第77条の2第2項」に改める。

第2条第2項中第2号を削り、同項第3号中ウを削り、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 町長は、法第77条の2第2項の事業として、基幹相談支援センター事業(同条第1項に規定する事業をいう。)を行うものとする。

第4条第1項中「又は第2項」を「から第3項まで」に改める。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。